

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 小山 雅司	介護保険課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
平成31年3月7日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 (1)	札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。  1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳の異動状況を把握し、資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険の収納管理に関する事務 徴収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。 4 介護保険の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱う。  1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 (2)	5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。また、各種減額、減免及び利用者負担割合合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。	5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更したため「伝送通信ソフト」の追加。
令和2年11月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	事前	申請方法(電子申請)追加に伴い「サービス検索・電子申請機能」を追加。
令和2年11月24日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 札幌市個人番号利用条例第5条	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例43号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、95の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、95の項)	事後	文言整理及び番号法の改正による変更。

